

輪島市監査公表第20号

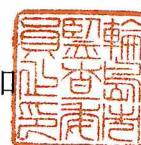
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年12月21日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



## 定期監査結果報告

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

### 2 監査実施日及び監査対象施設

平成30年11月20日（火） 輪島市立河原田公民館

### 3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

### 4 監査の範囲及び方法

平成29年度の補助金に係る出納及び関連する事務の執行状況について審査するとともに、関係職員から提出資料に基づく説明の聴取を行う等の方法により、河原田公民館において実地監査した。

なお、これらを監査するため事前に所管課から補助金交付に係る一件書類及び決裁文書の提出を求め確認を行っている。

- ・コミュニティ活動推進事業補助金
- ・公民館体験合宿事業補助金
- ・地域づくりリーダー養成事業補助金

（所管課：生涯学習課）

## 5 監査の結果等

監査した補助金に係る事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象施設に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○公民館は地域活動や住民連携の拠点であり、様々な行事を工夫して実施しているとの説明があった。今後も地域の憩いと交流の場として、地域住民の要望に応えた活動や教室などの充実、高齢者の健康維持を目指す事業を推進することを期待したい。

○公民館運営協議会規程（内規）の中で監事を置く旨定めていないことや、会長及び副会長（会長が指定する者）で監査を実施している。監事は事務が適正に執行されているか監査する職であるので役員等が携わらない形で定めるようしていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。